

行政処分となった他自治体の事例（参考）

＜指定取消＞（不正請求に関するものは経済上の措置（返還金＋加算金）有）

■不正又は著しく不当な行為

給付費算定に係る体制等に関する届出書等において、実態と異なる虚偽の内容を含む届出を繰り返した。

虚偽の雇用契約書、実務経験証明書の作成を行った。

■不正請求

勤務時間の水増しや稼働実績がないにもかかわらず、稼働があるとの虚偽の届出を行った。

実際のサービス提供日数と請求内容に明らかな不一致が認められ、架空請求、水増し請求が発覚した。

■虚偽の報告

監査において、帳簿書類その他の物件の提出を命ぜられ、これに従わず、虚偽の報告をした。

■監査の忌避

再三にわたる帳簿書類の提出要求に対して、一切応じないまま帳簿書類を破棄し、監査を忌避した。また、事業者が出頭を求められるも従わなかった。

＜指定効力の全部停止＞

■不正の手段による指定、不正請求（全部効力停止3か月）

勤務していない者の氏名を記載し、指定の更新を受けた。

処遇改善加算のうち一部を障害福祉サービス従業者以外の者の賃金に充てた。

■不正請求、虚偽報告（全部効力停止3か月及び返還）

実際のサービス提供時間よりも長い時間を提供したとして請求した。

運営指導時にサービス提供記録を偽造し、虚偽の報告をした

上記の内容については、あくまでも参考として示したものであり、行政処分の内容(指定取消、全部効力停止、一部効力停止)は、個別の状況により異なります。上記と類似の案件でも本市での行政処分の内容が同じになるとは限りません。